

おむつ費用の医療費控除のご案内

医師が必要と認める場合は、おむつの購入費用が医療費控除の対象となる場合があります。あらかじめ主治医に相談し、対象となる場合は、申告に必要な「おむつ使用証明書」を医師に作成してもらいましょう。様式は町ホームページからダウンロードできます。

～介護認定を受けている方～

「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「主治医意見書確認書」を添えて医療費控除の申告をすることができます。要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象者	要介護（支援）認定を受けている方のうち、主治医意見書で「寝たきり状態にあり、治療するためにおむつの使用が必要であること」が確認できる方※町内施設入所者で保険者が那須町以外の方は各保険者へお問い合わせください。
■申請者	本人または本人を扶養申告する方
■交付手数料	無料
■持ち物	・介護保険被保険者証　・本人以外が申請する場合は身分を証明するもの（マイナンバーカード等）
■申請・問合せ	保健福祉課介護保険係 ☎72-6910



町ホームページ

税法上の障害者控除対象者認定書発行のご案内

次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定書」を提出することにより、障害者控除を受けることができます。税の申告に必要な方は、事前に申請してください。

■対象者	65歳以上で要介護認定を受けている方のうち「障害者等であることの認定基準」に該当する方（要支援認定の方は除きます）※町内施設入所者で保険者が那須町以外の方は各保険者へお問い合わせください。
■申請者	本人または本人を扶養申告する方
■申請期間	1月15日（木）～3月16日（月）
■交付手数料	無料
■持ち物	・介護保険被保険者証　・本人以外が申請する場合は身分を証明するもの（マイナンバーカード等）
■注意事項	基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。また、身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。障害者控除対象者認定書の発行には、20分程度お時間をいただきます。
■申請・問合せ	保健福祉課介護保険係 ☎72-6910

介護に関する入門的研修を行いました

介護に関心を持つ介護未経験の住民を対象に、11月27日～12月11日にかけて、介護人材育成研修を開催しました（全5回）。障がいや認知症の理解を深める座学、基本的な介護の方法を学ぶ実技講習（写真左）を行ったほか、栃木トヨペット（株）の協力のもと、最新の技術と工夫が詰まった福祉車両で、車いすの乗り降り実演（写真右）も行いました。

■問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎72-6910



看護職・看護補助者のための就職相談会開催のお知らせ

■日時・場所	1月31日（土）午後1時30分～3時30分 公益社団法人栃木県看護協会研修センター
■対象	求人施設：200床以下の病院、診療所、介護系施設、訪問看護ステーション等 求職者：看護職、看護学生、看護補助者をご希望の方
■内容	履歴書、職務経歴書の書き方のポイント、面接時の注意点、個別相談、ハローワーク相談、キャリアコンサルタント相談、ナースセンターブースなど
■申込み・問合せ	公益社団法人栃木県看護協会栃木県ナースセンター ☎028-625-3831